

## ～人事委員会報告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 令和2年における民間給与との較差
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

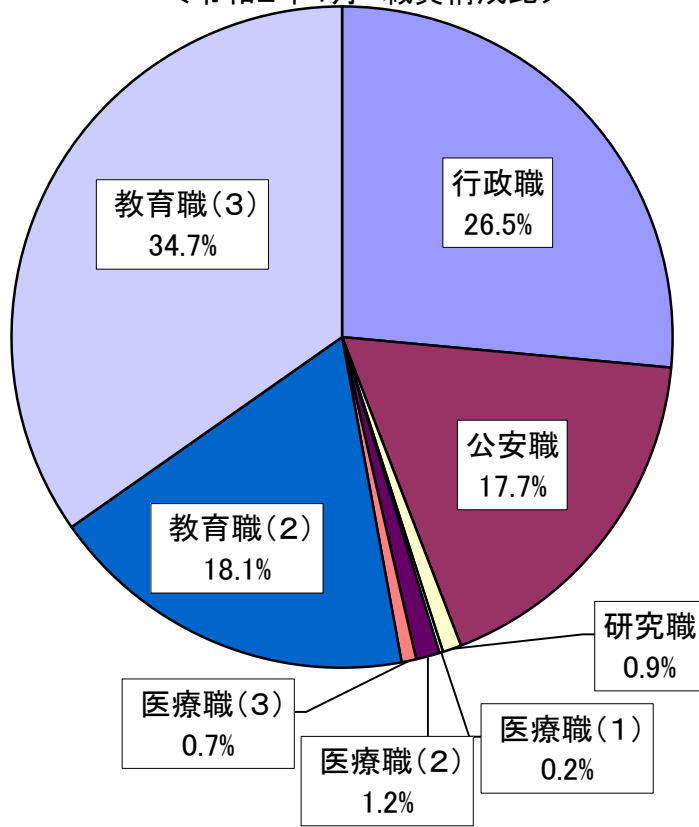
令和2年11月  
熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,126人であり、昨年より38人の減(行政職については、4,534人で昨年より26人の増)
- ・職員の平均年齢は42歳11月であり、昨年より1月若年化(行政職については、42歳7月で昨年より1月若年化)

<令和2年4月 職員構成比>



項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,534人	4,508人	+26人	42歳7月	42歳8月	▲1月
公安職	3,026人	3,054人	▲28人	37歳8月	37歳8月	0月
研究職	157人	163人	▲6人	40歳2月	39歳10月	+4月
医療職(1)	31人	31人	0人	48歳1月	48歳7月	▲6月
医療職(2)	198人	192人	+6人	40歳11月	41歳0月	▲1月
医療職(3)	123人	118人	+5人	41歳4月	41歳0月	+4月
教育職(2)	3,107人	3,090人	+17人	44歳11月	44歳7月	+4月
教育職(3)	5,950人	6,008人	▲58人	44歳10月	45歳3月	▲5月
合計	17,126人	17,164人	▲38人	42歳11月	43歳0月	▲1月

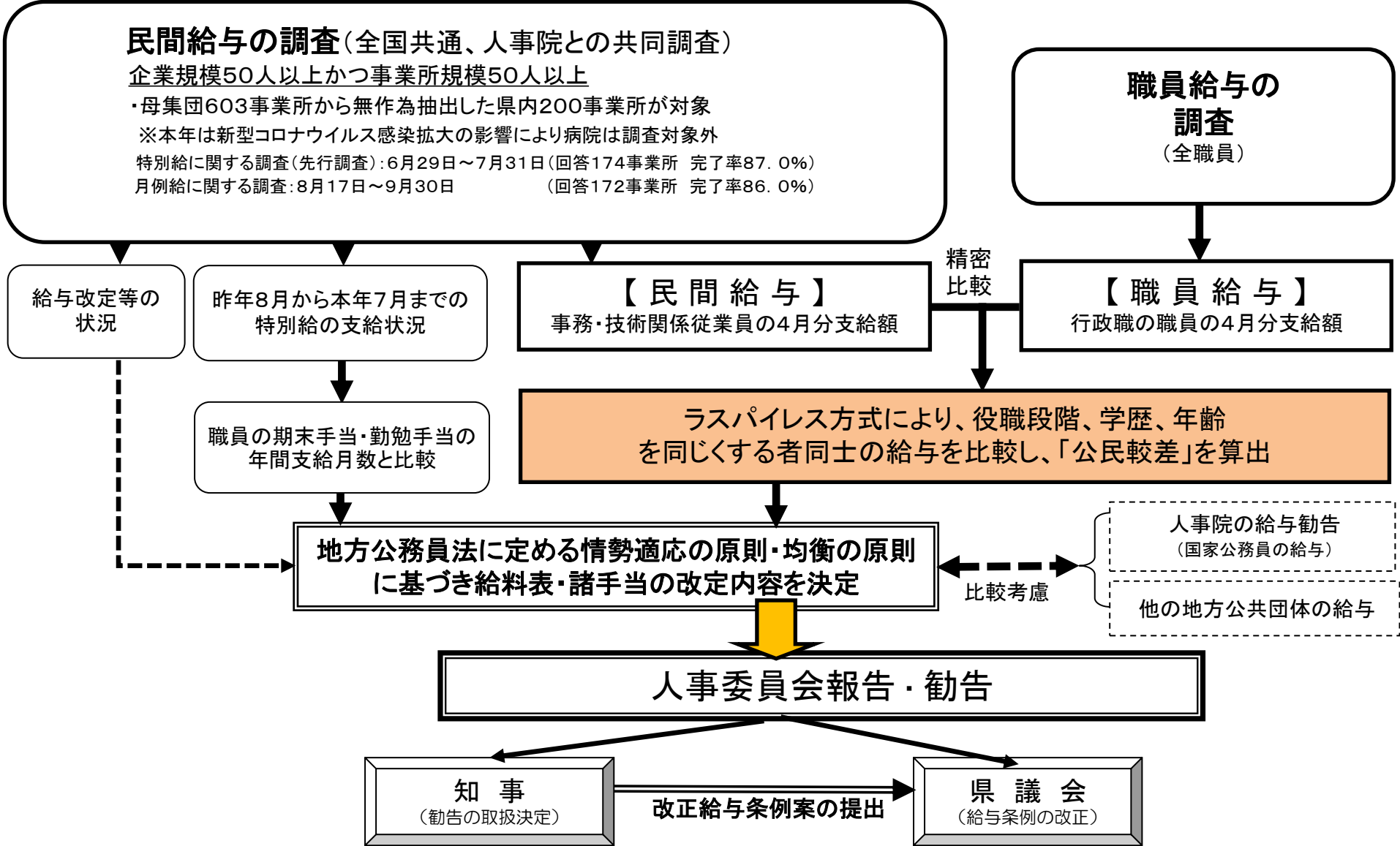
(令和2年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「令和2年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

## 2 人事委員会勧告の手順

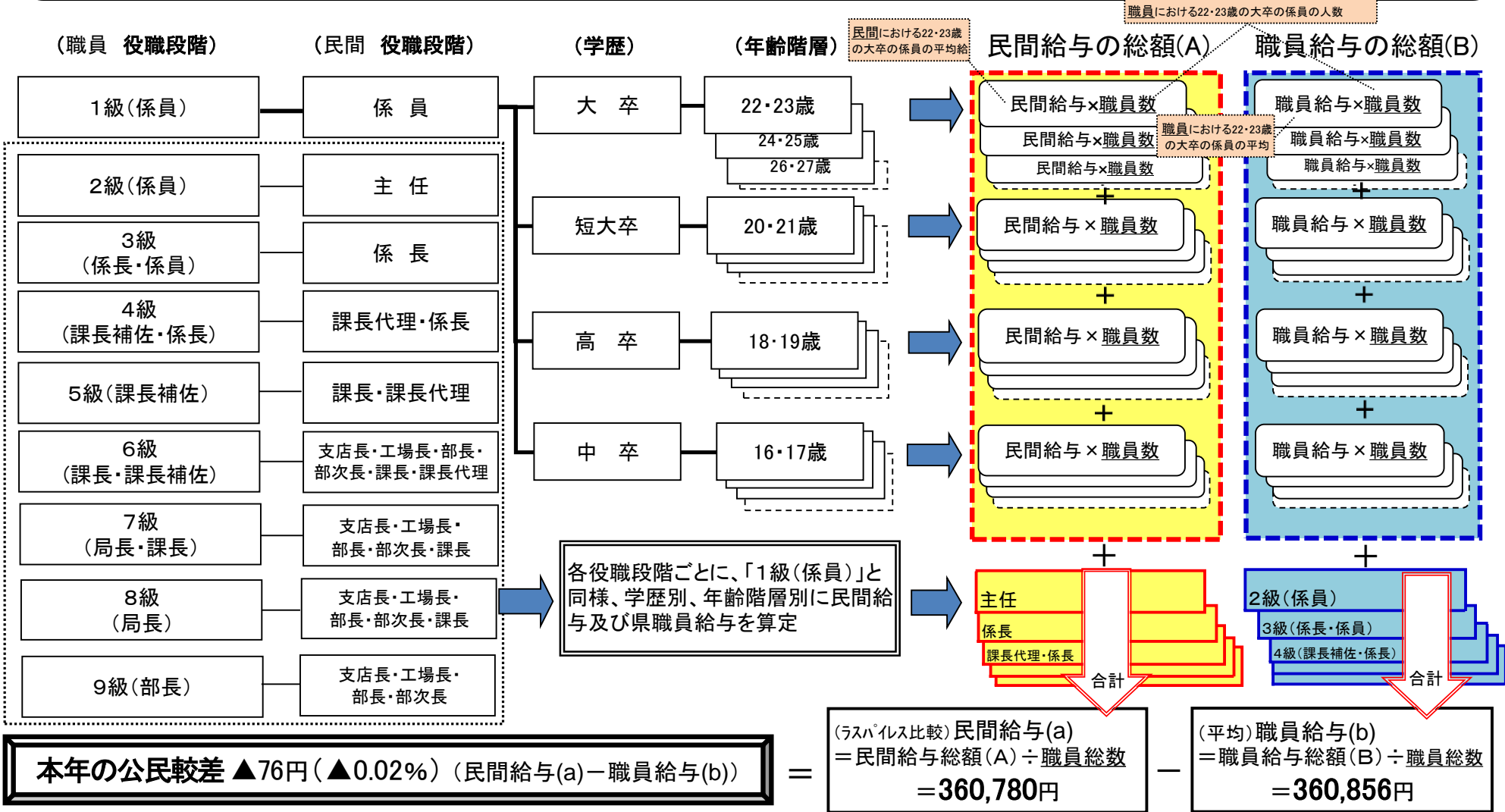
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

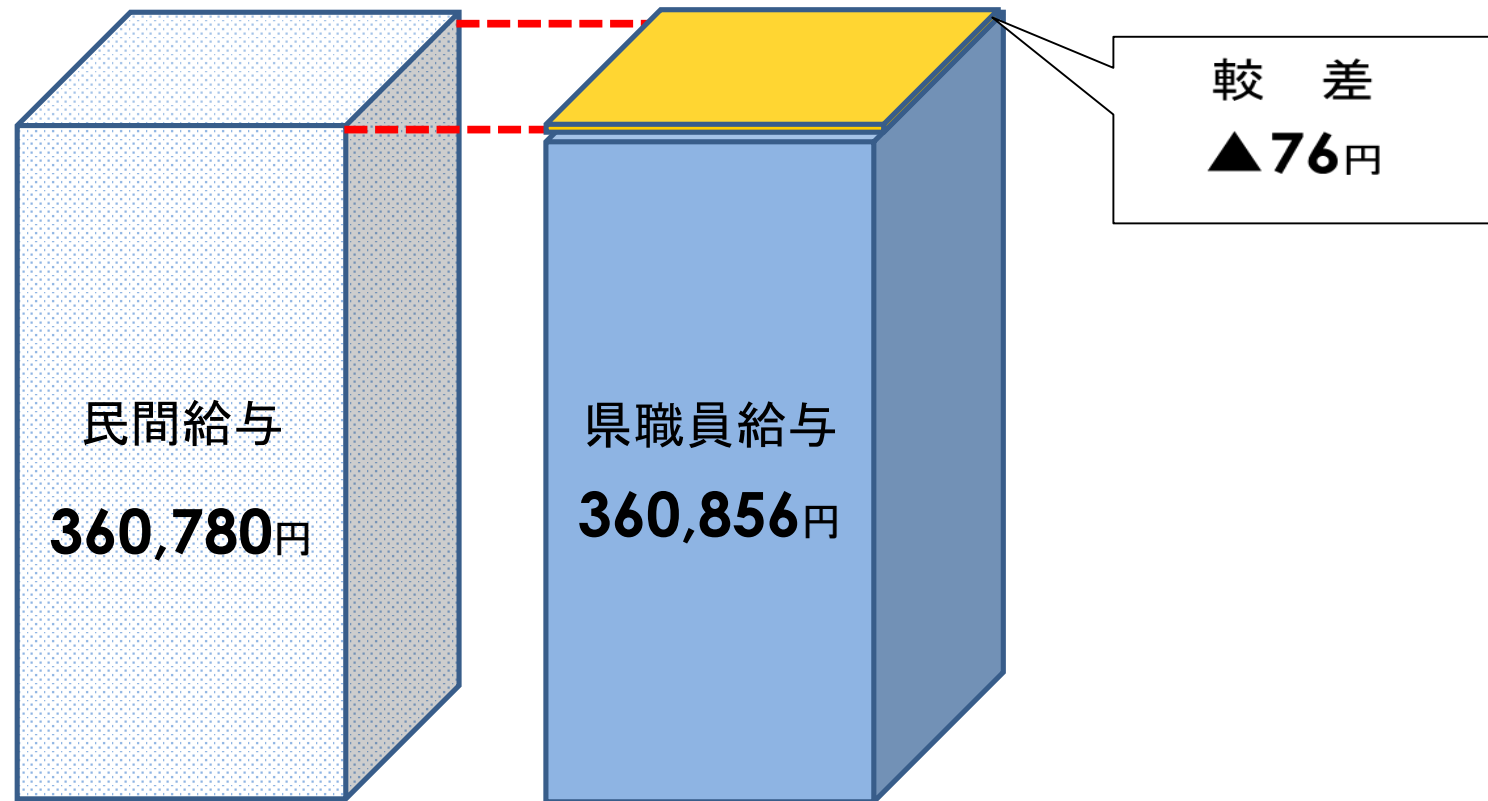
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



#### 4 令和2年における民間給与との較差

本年の民間給与との較差は ▲76円(▲0.02%)で、職員給与が上回っているものの、その較差は極めて小さく、ほぼ均衡している状況であり、月例給の改定は行わない。



## 5 本年の勧告のポイント

### ボーナスを引下げ

- 期末・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(▲0.05月分)
- 月例給の改定なし

本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施したボーナスについては10月27日に勧告・報告、月例給については11月12日に報告を実施。

#### 1 月例給

- ・民間給与との較差 ▲76円(▲0.02%)
- ・職員給与が民間給与を上回っているものの、その較差が小さく、ほぼ均衡していると判断できるため、月例給の改定なし  
※国においても、較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるとして、月例給の改定なし

#### 2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定(現行4.50月)
- ・引下げ分は、国に準じて期末手当の支給月数に反映
- ・令和2年12月期分は令和2年12月1日から、令和3年度以降分については令和3年4月1日から実施

※本年の勧告後の平均給与(行政職給料表) 月額 360,856円 年間給与5,992,000円(勧告前との差 月額:増減なし 年間給与:▲19,000円程度)

## 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与 額の差	備 考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	154,900 円	2,312,000 円	154,900 円	2,304,000 円	▲ 8,000 円	新規高卒 採用者
	22歳	188,700 円	2,816,000 円	188,700 円	2,807,000 円	▲ 9,000 円	新規大卒 採用者
	25歳	200,900 円	3,315,000 円	200,900 円	3,305,000 円	▲ 10,000 円	
	30歳	234,400 円	3,868,000 円	234,400 円	3,856,000 円	▲ 12,000 円	
係 長 級	35歳	273,600 円	4,576,000 円	273,600 円	4,562,000 円	▲ 14,000 円	
	40歳	324,300 円	5,497,000 円	324,300 円	5,479,000 円	▲ 18,000 円	
課長補佐級	45歳	368,600 円	6,248,000 円	368,600 円	6,227,000 円	▲ 21,000 円	
課 長 級	50歳	469,300 円	7,714,000 円	469,300 円	7,690,000 円	▲ 24,000 円	
局 長 級	55歳	525,900 円	8,870,000 円	525,900 円	8,841,000 円	▲ 29,000 円	
部 長 級	58歳	629,100 円	10,804,000 円	629,100 円	10,768,000 円	▲ 36,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

## 7 人事委員会勧告の実施状況

○期末手当及び勤勉手当は、平成22年以来10年ぶりの引下げ

○給料表は、熊本地震により民間給与の調査を実施できなかった平成28年以来4年ぶりの改定なし

内容等 勧告年	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成22年 (2010年)	▲0.10%	▲0.10%	3.95月	▲0.20月	▲8.3万円※	▲1.4%※
平成23年 (2011年)	▲0.28%	▲0.28%	3.95月	—	▲1.7万円※	▲0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし <sup>(注1)</sup>	3.95月	—	—	—
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし <sup>(注2)</sup>	3.95月	—	—	—
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし <sup>(注3)</sup>	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.48%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年 (2020年)	▲0.02%	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%

(※ 平成22～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注1) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり